



● 定型約款の規定内容

| 項目 | 概要 |
|------------------|--|
| ① 定型約款の定義 | ・ 定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体 |
| ② 定型約款についてのみなし合意 | ・ 取引の相手方が定型取引を行うことに合意したら定型約款の個別条項も合意したとみなされること ・ 取引の相手方にとって一方的に不利な定型約款は合意したとみなされないこと など |
| ③ 定型約款の内容の表示 | ・ 表示のタイミング… 定型約款準備者（例えば銀行側）は取引を行う前に、あるいはお客様から請求があった際に定型約款の内容を表示しなければならないこと ・ 表示の方法… 書面の交付やメール・ホームページ等の電磁的記録の提供 など |
| ④ 定型約款の変更 | ・ 変更内容が一定の条件を満たしていれば個別の合意は必要ないこと ・ 変更内容の効力の発生時期の明示 など |



マンガで理解する 押さえておくべき改正内容と実務の変更点

改正内容のポイントとそれに伴う実務の変更点をマンガで紹介します。

監修・解説 ● 新村総合法律事務所 弁護士 藤原 瑞穂
画 ● Q1~2 黒柳 典子 / Q3~5 山川 直人

Q1
約款に関する規定はどんな内容で実務にどう影響する？



A 約款については、「定型約款」として新たにルールが定められました。その定義とともに、相手方が合意したとみなす要件などが規定されています。

